附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十九号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第四項、第五十二条の四十六第一項（信用金庫法第八十九条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項及び労働金庫法第九十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第二項、信用金庫法第八十八条第二項、協同組合による金融事業に関する法律第七条第二項並びに労働金庫法第九十八条第二項及び第九十八条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「本店その他の内閣府令で定める営業所につき」に、「業務」を「当該銀行の業務」に改め、「当該営業所につき」を削り、同項第三号中「を設置する際に、当該営業所」を「（前号に規定する営業所を除く。）」に改める。

第九条に次の一項を加える。

2　外国銀行支店に第五条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「本店」とあるのは、「法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店」とする。

第十一条、第十二条の二及び第十二条の三中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十六条の七第二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ　当該特定銀行代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

第十七条の四第一項第四号中「第十六条の七第二項第二号イ」を「第十六条の七第二項第二号ロ」に改め、同項第五号中「第十六条の七第二項第二号」を「第十六条の七第二項第二号ロ」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第二条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第四号中「第十三条の三第二項第二号」を「第十三条の三第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「第十三条の三第二項第二号」を「第十三条の三第二項第二号ロ」に改める。

第十二条第二項第二号中「事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき」に、「業務」を「当該金庫の業務」に改め、「当該事務所につき」を削り、同項第三号中「を設置する際に、当該事務所」を「（前号に規定する事務所を除く。）」に改める。

第十三条の三第二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ　当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につき」に、「業務」を「当該信用協同組合等の業務」に改め、同項第三号中「を設置する際に、当該事務所」を「（前号に規定する事務所を除く。）」に改める。

第五条の六第二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等　次に掲げる日

イ　当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ　当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

第八条第一項第四号中「第五条の六第二項第二号」を「第五条の六第二項第二号イ」に改め、同項第五号中「第五条の六第二項第二号」を「第五条の六第二項第二号ロ」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第四条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により」を「主たる事務所その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事務所につき」に、「業務」を「当該金庫の業務」に改め、「当該事務所につき」を削り、同項に次の一号を加える。

三　金庫がその事務所（前号に規定する事務所を除く。）の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日

第六条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。